

稲沢市後援名義の使用承認及び稲沢市長賞の交付に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、稲沢市後援名義の使用承認及び稲沢市長賞（以下「市長賞」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(後援名義の使用)

第2条 後援において市長が使用を承認する名義は、「稲沢市」とする。

2 後援名義の使用承認を受けた者は、当該事業に関し発行する印刷物等に稲沢市（以下「市」という。）が後援をしている旨の表示をし、又はその旨を放送等により公表することができる。

(市長賞の交付)

第3条 市長賞は、賞状の交付とし、主催者を通じて顕彰すべき参加者に交付するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、併せて1事業につき5,000円以内（市長が認めた場合は、この限りではない。）の賞品を交付することができる。

(主催者の承認基準)

第4条 市長が後援名義の使用を承認又は市長賞の交付（以下「後援の承認等」という。）を行う事業の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 市の補助団体又はその下部団体
- (3) 公益法人又はこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）
- (4) 原則として、市内において活動実績があり、市政の推進及び市民

福祉の向上に寄与する団体

(5) その他市長が適当と認める団体

(事業の承認基準)

第5条 市長が後援名義の使用承認を行う事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 目的及び内容が、本市の教育、芸術・文化及びスポーツの振興並びに市民福祉の増進に寄与すると認められる事業で、公共性のあるもの

(2) 広く市民を対象とする事業で、原則として開催地が市内であるもの。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業の場合は、この限りではない。

(3) 主催者が参加者から入場料、参加料その他の費用を徴収する事業にあつては、徴収の額及び目的が適性かつ明確であるもの

2 市長賞を交付する事業は、前項各号に掲げる事業であつて、参加者が競い合うことにより技能の一層の向上が期待できると認められるものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する事業については、後援の承認等を行わないものとする。

(1) 政治団体、宗教団体又はこれらの関連団体が主催し、共催し、又は後援するもの

(2) 稲沢市暴力団排除条例（平成23年稲沢市条例第13号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと社会的に非難される関係を有する者の関与があるもの

- (3) 会員制又は会員の勧誘を前提とするもの
 - (4) 行事の規模が特定の地域に限られるもの
 - (5) 営利的又は売名的と認められるもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの
- (申請手続)

第6条 後援の承認等を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業実施日の1か月前までに稲沢市後援名義使用承認及び稲沢市長賞交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、必要に応じ関係課を通じて市長に申請しなければならない。

- (1) 主催者の概要及び活動目的が分かる書類
 - (2) 事業計画書、事業実績書等事業の目的及び内容を明らかにする書類
 - (3) 入場料、参加料その他の費用を徴収する場合にあっては、事業に係る収支予算書
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (承認等の決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、当該申請に係る事業について後援の承認等を行うことが適当かを審査するものとする。

2 市長は、後援の承認等を行うことを決定したときは稲沢市後援名義使用承認及び稲沢市長賞交付決定通知書(様式第2)により、適当と認められないときは稲沢市後援名義使用不承認及び稲沢市長賞不交付通知書(様式第3)により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第 8 条 後援の承認等の決定を受けた者は、その申請内容に変更が生じたときは、速やかに稲沢市後援名義使用承認及び稲沢市長賞交付決定事項変更届（様式第 4）により市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更として市長が認める場合は、この限りではない。

(申請の取下げ)

第 9 条 後援の承認等の決定を受けた者は、諸事情により申請を取り下げるときは、速やかに「稲沢市後援名義使用承認及び稲沢市長賞交付申請取下書」（様式第 5）（以下「取下届」という。）を市長に届け出なければならない。

(決定の取消し)

第 10 条 市長は、後援の承認等を決定した事業が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により後援の承認等の決定を受けたとき。
- (2) 後援の承認等の決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 前 2 条に規定する変更の届出をしなかったとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、市長が承認等の決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により後援の承認等の決定を取り消したときは、稲沢市後援名義使用承認及び稲沢市長賞交付決定取消通知書（様式第 6）に理由を付して通知するものとする。ただし、前条による取下届が提出された場合はこの限りではない。

3 第 1 項の規定により、後援の承認等の決定を取り消された者は、交

付を受けた稲沢市後援名義使用承認及び稲沢市長賞交付決定通知書及び市長賞を直ちに返還しなければならない。

4 第1項の規定による後援の承認等決定の取消しによって損害が生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

(事業終了後の報告等)

第11条 後援の承認等の決定を受けた者は、事業の終了後、速やかに事業実施報告書(様式第7)を市長に提出しなければならない。

この場合において、第6条第3号に規定する収支予算書を提出したものにあっては、収支決算書を添付するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。